

## 令和5年第9回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年8月7日(月) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時15分

2. 場 所 東区役所5階 研修室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之(欠席)
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

6番 上垣内 保之

6. 議事録署名者

4番 山本 香織 5番 溝口 憲幸

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
主任技師	小林 孝次		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和6年度広島市農政に関する意見書について

・その他

- (1) 農業経営継続緊急対策事業について
- (2) 「所有地及び耕作地に関する申告書」の送付について
- (3) 令和5年8月の現地調査日程について
- (4) 令和5年度第3回地区協議会の日程について
- (5) 農業委員会だより（令和5年夏号）について

## 議 事

### 議 長（福島会長）

それでは、令和5年第9回広島市農業委員会総会を開会します。

本日は総会終了後、令和6年度市農政に関する意見書の意見書検討班による検討会がありますので、よろしくお願ひいたします。

本日の欠席は、6番、上垣内委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。4番、山本委員、5番、溝口委員です。よろしくお願ひします。

審議に先立ちまして、議事日程の変更があるとのことですので、事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議事日程の変更をご連絡いたします。議事日程5の農政に係る審議事項(2)農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取については、来月9月総会で上程することとなりましたので、よろしくお願ひします。なお、資料に関しましては本日事前配付しております。事務局小林から少しご説明させていただきますと思います。

### 事務局（小林主任技師）

農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更に係る意見聴取について説明します。お手元の冊子をご覧ください。

令和5年8月3日付けで、広島市長から農業経営基盤強化促進法施行規則第6条で準用する同法施行規則第2条の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の変更について、意見聴取の依頼があったものです。

別紙の1枚目をご覧ください。基本構想の変更の理由は、令和5年4月1日に農業経営基盤強化促進法等が一部改正されたことに伴うものです。変更の概要は、議案に記載しているとおりです。変更案及び変更内容の説明については、2枚目以降になります。追加の部分は赤字、削除の部分は青字になっています。また、四角の吹き出しにより、変更内容の補足説明をしています。この別紙については、本日持ち帰っていただいて、また来月の総会でご審議いただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

### 議 長

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について9件を上程します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請9件

について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番、2番の譲渡人は、先月に引き続き財産整理のために農地を譲り渡すもので、申請地の近隣に住む譲受人が申請地を譲り受けるものです。

3番は、戦前からの賃借地について、地主から返還を求められていた案件で、双方が代理人を通じて話し合いをした結果、賃借地の一部を分筆し、賃借人が買い取ることで合意し、3条の許可後に和解が成立する見込みです。

4番は、譲受人の自宅裏の申請地を取得し、新規に就農するものです。サツマイモをはじめとする野菜を作付けする旨の営農計画書が添付されています。

5番から7番は経営規模拡大のため、申請地を取得又は借り受けるもので、5番は相続した農地を親族である譲受人へ貸し付けるものです。6番は相続した家屋と農地を譲受人へ譲渡し、新たに受け入れる外国人の実習生の寮及び実習地とするものです。7番は農地を相続した不在地主から、申請地の隣に住む譲受人へ農地を譲り渡すものです。

8番は、新規就農のため、家屋と申請地を取得するものです。山手側にはウメ、ユズなどの果樹を、平地にはトマト、キュウリなどの野菜を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

9番は、父親である譲渡人から、娘及び娘婿である譲受人が申請地を借り受けて新規に就農するものです。水稻及び野菜を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

## 議 長

それでは、議案第1号について担当委員の意見を伺います。1番、2番、沼田委員。

## 沼田委員

12番の沼田です。1番、2番は7月19日に高島委員と事務局で現地を確認しました。どちらとも適切に管理されており、問題はないと思います。

## 議 長

3番、船木委員。

## 船木委員

7月19日に谷口委員、事務局職員と現地調査を行いました。譲受人の自宅に隣接する農地です。また、この農地を通らないと入れない譲受人の農地があり、この農地を取得することで譲受人の農地の利便性が上がります。現在は休耕ですが、保全管理されております。取得後は水稻及び野菜の作付けを予定さ

れており、問題はありません。

## **議 長**

4番、河野委員。

## **河野委員**

15番の河野です。7月18日に山縣委員と事務局職員とで現地調査を行いました。この譲受人は、新規就農者ですが、先ほど説明がありましたように、既にサツマイモやキュウリの植付けをしておられ、自宅のすぐ横の土地でもあり、管理の観点からも問題ないと思います。

## **議 長**

5番から7番、山縣委員。

## **山縣委員**

16番の山縣です。5番から7番は、7月18日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。

5番の申請地は、農地として管理されております。譲受人が、経営規模拡大のため、妹と使用貸借権を設定し、水稻を栽培するものです。使用期間は、1年毎、自動継続とのことです。

6番の申請地は、農地として管理されております。譲受人は、外国人実習生2名を引き受け、経営規模を拡大するため、転居のために耕作できなくなる譲渡人より、宅地と農地を譲り受け、所有権を移転するものです。

7番の申請地は農地として管理されております。高齢で、遠隔地に居住する譲渡人は耕作できないとのことで、譲受人は贈与により自宅に隣接する申請地を譲り受け、経営規模拡大するため、所有権移転するものです。5番から7番は、いずれも周辺農地等への支障はなく、問題はないと思われ、許可相当と認めます。

## **議 長**

8番、吉田委員。

## **吉田委員**

17番の吉田です。8番の案件は、先月7月20日に事務局2名、児玉委員と現地調査を行いました。譲受人は、譲渡人の田畑14筆と住宅を同時に取得するものです。先ほど事務局が説明したとおり、新規就農されて、農作業日数も年間240日従事するというので、異論なしです。

## **議 長**

9番、奥田委員。

## 奥田委員

18番の奥田です。7月20日に児玉委員と事務局の方と現地調査を行いました。現地は適切に管理されており、問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、9件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の5ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、自身が代表を務める土木工事業者の資材置場・重機置場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われず。

この案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第11条公告が令和5年7月11日付けでされており、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認した上で農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

## 議 長

それでは、担当委員の意見を伺います。1番、浅元委員。

## 浅元委員

7番の浅元です。本件については、3月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。申請人は、申請地で水稻の作付けを行っていましたが、平成1

8年9月の大雨で河川が氾濫し、大量の土砂が流入して刈り取ることができませんでした。当時申請人が経営する建設会社の受注量が大幅に増加し、資材や重機の保管場所を拡張する必要があったことから、申請地を自身で雑種地に転用し、現在まで使用し続けてきました。この度始末書を付けて、許可申請されたものです。周辺農地への影響や農業振興上、支障は認められず、特に問題はないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1件を農業振興地域の整備に関する法律第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認した後に、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について6件を上程します。説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の6件について、説明いたします。議案の6ページ、7ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、自身が代表を務める土木事業者の建設用資材・機械置場として利用しようとするものです。

2番は、宅地及び雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅兼飲食店、駐車場及びドッグランとして利用しようとするものです。

3番は、雑種地への一時転用事案で、申請地を借り受け、県発注の〇〇川護岸災害復旧工事の資材置場として利用しようとするものです。期間は令和5年9月1日から令和6年8月31日までとなっています。なお、併用地である隣接地も現場事務所として借り受けますが、登記地目が田となっており、事務局で確認したところ、平成30年8月23日付けで資材置場への転用目的で農地法第5条許可を受け、現況が雑種地であるものの、地目変更登記が未了の状態であったため、併用地の所有者に地目変更登記を要請し、登記地目が変更される見込みです。

4番は、雑種地への転用事案で、譲受人の自宅駐車場が手狭なため、申請地を譲り受け、駐車場として利用しようとするものです。

5番は、宅地及び雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、庭敷の拡張及び駐車場として利用しようとするものです。

6番は、雑種地への転用事案で、木材チップ工場及び林業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場として利用しようとするものです。申請地は農振農用地でありましたが、令和4年8月19日付けで農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告を受け、農用地区域から除外されたことを確認しています。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の現実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番、2番及び6番を除く3件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

1番、2番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第11条公告が令和5年7月11日付けでされており、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認した上で農業委員会の会長名で許可することとなります。

6番については、宅地造成等規制法の許可を要する案件であり、本総会で承認されますと、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。1番、2番、浅元委員。

## 浅元委員

7番の浅元です。1番、2番について、3月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。

1番については、先ほど説明した議案第2号の申請地の南隣に接する農地です。譲渡人は、農地を相続したが遠方に居住し、農地の維持管理が困難となっております。譲受人は、地元の土木工事を請け負う法人の代表者です。同法人は、工事受注の増加及び協力会社からの要請により、建設機械や車両を地元を設置するよう求められており、当該農地を取得して、申請地を建設用資材、機械置場へ転用しようとするものです。本件農地の所有権移転及び転用については、他に代替地はなく、周辺農地への影響や農業振興上も特に問題は認められず、特に問題はないと思ひます。

続きまして、2番について、譲渡人は相続により農地を取得しましたが、自宅から少し離れた場所にあり、農地の維持管理に困難が生じていました。一方、譲受人は、住宅兼飲食店、ドッグランの適地を数年来探しており、やっこのこ



とで、当地区の自然豊かな風景、空気に魅了され、当該農地を探し当てました。移住して、地域の方と協力して地域の活性化を図りたいと意欲的です。当該地域は集团的農用地の辺縁部であり、転用後に汚水は集落排水で処理されることから、特に周辺農地への影響、農業振興上支障は認められず、特に問題はないと思います。

## **議 長**

3番、己斐委員。

## **己斐委員**

3番の己斐です。令和5年7月19日に事務局職員2名とで現地の調査を行いました。この申請は、現在休耕となっている農地を、〇〇川護岸復旧工事の資材置場として、一時転用する案件です。周辺農地の耕作への影響はなく、問題はありません。

## **議 長**

4番、佐藤委員。

## **佐藤委員**

10番の佐藤です。4番の案件は、7月19日に事務局の方2名と現地調査を行いました。駐車場への転用ということで、周りの土地にも影響ありませんので、問題はないと思います。

## **議 長**

5番、高畠委員。

## **高畠委員**

11番の高畠です。5番について説明します。7月19日に事務局職員2名とで申請地の確認を行いました。譲受人は、法人で本社は西区にありますが、申請地の対岸に工場があり、その社員の社宅及び駐車場として利用するものです。周囲に影響はなく、問題はないものと判断しました。

## **議 長**

6番、船木委員。

## **船木委員**

14番の船木です。令和5年7月19日に事務局職員2名と現地調査を行いました。譲渡人は、安佐南区に自宅があり、何年も前から申請地は休耕になっておりました。保全管理も大変苦勞されており、イノシシ等が走って石積など

崩しており、何年も前から農地を売りたいという気持ちでおられたようです。また、譲受人は、工場が広島市外にあり、林業も営んでおられます。トラックの増車により、駐車場が手狭になってきたので、駐車場、資材置場として利用されるもので、問題はないと思われます。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1番、2番及び6番を除く3件を許可することに決定いたします。

1番、2番は、農業振興地域の整備に関する法律の第12条公告により、農用区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

6番は、宅地造成等規制法の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、105件を一括して報告します。説明をお願いします。

## 事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出8ページから10ページの17件及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、11ページから20ページの55件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、21ページの10件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、23ページから25ページの20件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用許可取消の専決処理、26ページの2件及び報告第6号、農地転用届出撤回の専決処理、27ページの1件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5、農政に係る審議事項の議題に入ります。

はじめに、令和6年度広島市農政に関する意見書について、事務局に説明をお願いします。

## 事務局（小林主任技師）

令和6年度広島市農政に関する意見書について説明します。1枚物でお配りしている資料をご覧ください。意見書の項目、文案についてお示ししております。先月の総会、その後の意見書の検討班で協議していただいたこと、事務局による実態調査等を踏まえまして、本日素案として、ご提案させていただいています。引き続きまして、委員の皆様から、その後お考えいただいたこと等ございましたら、意見をいただきながら、検討を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

項目の1としまして、持続可能な農業の推進について、最新の農業技術の導入を図るなどの支援を行うことについて説明します。「近年、先端技術を取り入れたスマート農業は、農業経営における効率化などに寄与するものと期待されている。また、最新の植物生理に基づく栽培技術の導入により、高収量化や品質向上などが図られる。本市において、それらの農業技術を導入することは、農業振興上、非常に有益であると考えられる。なお、そのような取組は、農業者の高齢化や後継者不足といった課題の解決の一助となる上、環境負荷の軽減を通じて持続可能な農業の推進にもつながり、SDGsの観点からも大いに期待される。この活用に向けては、導入コストなどの課題があるが、広島市の各地域の実情に合った導入支援を進める必要がある。」

続きまして、2、有害鳥獣対策の強化について、深刻化する鳥獣被害軽減のため、有害鳥獣対策の強化を図ることについて、説明します。「広島市は、防除、駆除、環境整備の3手法で有害鳥獣対策に取り組んでいるが、農作物被害は高止まりで推移している。特にシカの生息頭数が急激に増加しており、シカの個体数の削減が求められている。有害鳥獣被害は、農業者の営農継続の意欲を減退させ、耕作放棄にもつながるケースが多い。昨年度から実施している有害鳥獣駆除捕獲物処理モデル事業について、

今後全市で本格的に実施し、駆除従事者の負担軽減を図るとともに、防除活動とあわせて捕獲強化などの対策を講じる必要がある。」

以上が素案でございます。そして、本日この説明の後にご意見ございましたら、お伺いした上で、委員の皆様の意見をより反映していただけるように、先月と同様に総会の後、意見書検討班による協議をしたいと思います。総会終了後、メンバーの方、時間の取れる方はご出席のほど、よろしくお願いいたします。以上で、令和6年度広島市農政に関する意見書案について説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

## 船木委員

有害鳥獣対策について、捕獲に力を入れるということですが、命の大切さを子どもたちや、動物愛護団体等の方々に理解してもらうことが必要だと思います。命の大切さを考えたら、捕獲して、すぐに焼却処理するだけでは理解が得られないのではないですか。それで鳥獣対策は、なかなか進まなかったのではないですか。

## 議 長

何か方法ありますか。

## 船木委員

例えば、捕獲して焼却処理するだけでなく、肉や皮を処理して、また、鹿のツノなどを有効活用できればと思います。島根県では、そういうことをやって命の大切さを考えられています。広島市では、捕獲して焼却処理だけです。

## 議 長

広島市もありますよね。

## 大畦事務局長

そもそも野生動物は、保護という観点からスタートしています。自然動物の消滅などが危惧されることから保護が大原則です。それでは鳥獣対策がいかないから、駆除が出てきたという経緯があります。

今の食肉処理に関しては、島根県的美郷町がかなり先進的にやっております。広島市内では湯来町がもう10年近いのではないかと思います。ただ、事業化というのは非常に難しい部分もあり、単純に進めればよいというものではありません。教育に関することは、現時点では農地の利活用という観点とは、イコールと言えないことから、その部分につきましては見合わせていただいています。

## 議 長

これは難しい問題だとは思いますが。被害に遭われている方は大変だと思  
うのですが。局長が言われたように、全部が全部は難しいと思います。

## 船木委員

広島市は、やっていることが全部後追いのように感じます。私の地域でも、  
農業者が少なくなり、過疎化で、小学校も廃校になり、地域自体が危機的状況  
にあって、地域を盛り上げるとか、そういうことも一緒にやっていかなければ  
いけません。どこか取っ掛かりがないかなと思、「〇〇の会」を立ち上げて、  
色々やってはいます。それと、教育をやっていかないと、難しいから何もしな  
いではなく、捕獲にしても、私が推進委員になった時からずっと言い続けてき  
ました。やっぱり、捕獲するのであれば、教育が一番大事だと思うので、そこ  
ら辺も少し考えてやっていただきたいと思います。今回は難しいかもしれませんが、一応、声としては上げておきます。

## 議 長

この後、意見書検討班による検討会がありますので、皆さんの意見をうかが  
います。その他ご意見ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

事務局から、説明がありましたとおり、本日総会終了後に開催する意見書検  
討班において詳細に検討していただくことにしていますので、関係委員の方は  
よろしくをお願いします。

続きまして、議事日程6の、その他事項に入ります。事務局から説明をお願  
いします。

## 事務局（小林主任技師）

続きまして、資料1、1ページをご覧ください。農業経営継続緊急対策事業  
についてです。こちらは、昨年度から開始した事業で、広島市農業振興協議会  
が、昨今の資材・原材料価格の急激な高騰の状況の中、農業者の経営継続を支  
援するため、肥料・出荷資材・飼料の年間価格上昇分の相当額を支給するもの  
です。すでに7月31日月曜日から申請を受け付けており、申請期限は9月2  
9日金曜日までとなっております。支給金額、提出書類等が1ページに書いて  
ありますので参考にしてください。申請される場合は、お問合せ先、申請窓口  
がそれぞれ書いてありますので、電話連絡していただければと思います。よろ  
しくをお願いします。

## 事務局（山崎主事）

続きまして、所有地及び耕作地に関する申告書の送付についてです。資料2、5ページをご覧ください。1,000㎡以上農地を所有している方などを対象に毎年8月に農地の耕作状況を調査しております。申告書を、7月31日月曜日に生産区長宛てに送付し、農家に直接送付するものは8月3日木曜日に送付しました。今年度は、6月の研修会の場でもお伝えした地域計画の話し合いの場で、申告書の今後の意向に関する内容等を利用することについての同意書を同封しています。また、生産区の中に市街化区域がある生産区及び直送分には、広島市農政課が作成した生産緑地制度のチラシを同封しております。また、お配りしていますとおり、広島市農業委員会だより令和5年夏号が完成しました。こちらは、所有地及び耕作地に関する申告書に同封し、各農家へ配付するほか、区の農林課、公民館等で配布しますので、ご参照ください。

続きまして、令和5年8月の現地調査日程についてです。資料3、9ページをご覧ください。16日水曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日木曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、18日金曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

続きまして、令和5年度第3回地区協議会について説明します。資料4、10ページをご覧ください。下の表のとおり、日時は、8月21日から9月11日までの間で各地区予定しております。内容は、遊休農地に関する措置の概要、推進委員の活動について等々を予定しております。

以上で議事日程6、その他の説明を終わります。

## 議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

これで令和5年第9回総会を終了します。次回の総会は、令和5年9月5日月曜日、午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## 己斐会長職務代理者

ご苦労様でした。先ほど舩木委員からありました有害鳥獣対策強化ということですが、先月だったと思いますが、安佐北区の農林課から、有害鳥獣駆除捕獲物処理モデル事業について連絡がありました。これは有害鳥獣を駆除する期間4月1日から10月30日までで、今まで檻に入ったイノシシ、シカの止め刺しは自分たちでやって、環境の工場に運んでいましたが、これを市から委託を受けた業者が引き受けてくれます。「シカが入ったから処理をお願いします。」

と連絡すると、駆除班に連絡して、駆除班が止め刺しをし、業者が環境の工場に運搬してくれます。以前は、止め刺しをして、それを軽トラに積み込んで、環境の工場に行って帰ってくるとけっこう時間がかかっていましたが、その無駄な時間がなくなり大変楽になりました。その代わりに、捕獲報償金がシカの場合5,000円のうち1,000円を引かれます。

今朝も5時半頃、檻にウリ坊が入っていました。8時から受付なので、8時に業者に連絡し、業者から10時半頃に「処理が完了しました。」と連絡がありました。そして、また檻をセットするのですが、こうした制度ができたことは、私にとって、非常に便利になったと思います。期間が4月1日から10月30日までで、まだ市内全域ではありませんが、こういう制度もありますので、利用されたら、幾分楽になると思います。

また、この後は、意見書検討班による検討会がありますので、出席される方はよろしくお願いします。本日はお疲れ様でした。